

「学校いじめ防止基本方針」

いじめの定義

「いじめ」とは児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にあるほかの児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（いじめ防止対策推進法 第2条）

（1）いじめの未然防止のための取組

①心を育む取組

- ・人権教育年間指導計画を作成し、授業の中に意図的、計画的に人権の視点を取り入れる。
- ・年度当初に、学級指導等を活用して、「いじめ防止対策推進法 第4条（いじめの禁止）児童は、いじめを行ってはならない。」ということを経済に明確に示し、学校全体でいじめを許さないという雰囲気づくりを行い、全職員に対して、学校いじめ防止基本方針の理解を図る研修等を行う。
- ・人権標語の作成。
- ・道徳等で、年間で3回以上いじめに関する学習を実施する。
- ・毎週木曜日に行う生活指導夕会を活用し、日頃から教職員間の情報交換を密にする。
- ・担任による個人面談やスクールカウンセラー等による教育相談体制の充実を図り、児童及び保護者が相談しやすい雰囲気や体制をつくる。
- ・生徒同士、生徒と教職員の信頼関係を築くため、日頃からの連絡帳、生活ノート等を活用し、日常のコミュニケーションを大切にされた学校の雰囲気づくりの中、家庭や地域との協力、連携を密にする。
- ・荒川区SNSルールを活用した、ネットリテラシーの授業を行い、情報モラル教育を行う。
- ・SOS出し方講座や生命の安全教育等を行い、児童生徒のいじめ等の困難状況を乗り越えられるような教育の充実を図る。

②友達関係・集団作り・社会性の育成などを目的とした取組

- ・学級集団が団結して取り組む行事を年間計画に位置づける。
1学期：運動会 2学期：学芸会 3学期：研究発表会
- ・同じ目標に向かって高め合う場を設ける。
金管マーチングバンド活動
- ・お互いを理解しあえる場を設ける。
交流活動
- ・学級活動を充実させる。
学級集会や係活動
- ・すずらんととの交流
- ・いじめ防止基本方針やいじめの定義について、保護者会等や学校だより、学校ホームページを活用し保護者、地域に対して広く周知する。

③わかる授業づくり、授業環境づくりへの取組

- ・校内研究や荒川区教育研究会の授業、年次研修等で授業を公開する。
- ・互いの授業を参考にし、授業規律を高め、維持する。
- ・人権意識をもち、不適切な認識や言動を容認しない。
- ・思いやりや自尊感情、規範意識を育み、児童が意欲的に授業や行事に参加、活躍できるような授業づくりや集団づくりを行うとともに、様々な人との関わりの中で豊かな人間関係を築く。
- ・道徳教育や人権教育の全体計画、年間指導計画に基づいて、いじめに関する内容を指導し、人権意識を育成する。

(2) 早期発見のための取組

①呼名や言葉かけ

- ・毎日一回以上児童全員の呼名や言葉掛けをし、普段との様子の違いなどの発見に努める。

②授業以外の場面の観察

- ・掃除や給食等の当番活動の様子を見取る。
- ・休み時間の様子を観察し、友達関係の変化を捉える。

③教員間の情報交換

- ・年に2回（1学期と3学期）生活指導全体会を実施し、配慮を要する児童についての情報交換を行う。3学期は、児童の変容を中心に報告する。
- ・各学期に1回、低中高学年ごとに専科との情報交換の場を設け、児童に関する情報交換を行う。
- ・毎週木曜日の夕会で各学級の様子を報告することで、全教職員での児童理解を高める。
- ・トラブル等で、配慮を要する児童がいる場合には、職員の会議、夕会等で適宜報告する。

④スクールカウンセラーとの連携

- ・教育相談体制については、スクールカウンセラーに児童の様子を観察してもらい、気になる児童の情報交換を行う。
- ・気になる児童や保護者への対応について相談する。必要に応じて児童及び保護者との面談を依頼する。
- ・いじめ防止等に関する専門家を招聘し、研修会を実施する。

⑤校内いじめアンケートの実施

- ・「長期休業明けの児童生徒の生活実態に関する調査」等の生活態度に関する調査（9月、1月）、ふれあい月間アンケート調査（6月・10月・2月）の活用、SCやSSW、その他関係諸機関から、いじめの疑いのある情報を収集し、早期発見に努める。
- ・全児童生徒に対して、SCやSSW等の相談機関の周知を年度当初に行う。

（3）発見したいじめに対する対処

①事実関係の把握

- ・担任や生活指導主任が中心となり、全教職員の正確ないじめの事実関係を把握する。
- ・校内の情報共有、管理職への速やかな報告、また、学校から「いじめ対策委員会」に報告する。
- ・いじめの訴えがあった児童や保護者に対して、学級担任等が勝手な判断で独自に対応することがないように、訴えがあった場合には、管理職へ報告のうえ対応することを徹底する。
- ・

②被害児童のケアと加害児童の指導及び保護者への対応

- ・「いじめ対策委員会」で方針を立て、被害児童のケアと加害児童の指導及び保護者への対応を進める。いじめ問題の解消まで「いじめ対策委員会」が責任をもつ。
- ・適宜、指導経過を生活指導主任及び管理職へ報告する。必要に応じて「いじめ対策委員会」や全教職員で話し合う場を設ける。
- ・十分な効果をあげることが困難と考えられる場合や、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められる場合には、教育委員会及び警察・子ども家庭支援センター等の諸機関とも連携して対処する。

③いじめが起きた集団への働きかけ

- ・いじめを見ていた児童に対しても、自分の問題としてとらえさせるような教育活動を展開する。
- ・いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行きわたらせる。

（4）いじめの防止等の対策のための組織

①組織、活動方針、開催のタイミング、臨時の対応について

- ・校内いじめ問題対策委員会の組織は、校長、副校長、教務主任、生活指導主任、学年主任、養護教諭等によって編成し、SCやSSWや外部機関等とも連携を図る。
- ・校内いじめ問題対策委員会の活動方針は、基本方針に基づく取組の実施や年間計画の作成、実行、検証、修正の中核を担うこと。
- ・いじめにかんする相談、通報の窓口になること。
- ・いじめの疑いがある事案や児童生徒の問題行動等に関する情報収集と記録、共有化を図る。
- ・いじめの疑いがある情報を得た際には、速やかに本委員会を開催し、情報の共有、関係児童生徒への正確な事実確認、指導や支援の体制、対応方針の決定、保護者への連携、教育委員会への報告等が組織的に実施できるようにする。

※いじめに関する研修は、平成29年4月14日付の「いじめ防止等のための基本的な方針」及び「いじめの重大事態調査に関するガイドライン」に基づいて年3回以上実施。